

## 高知県公安委員会告示生企第8号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

別表のとおり

## 別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
神奈川県厚木市中町二丁目7番10号 株式会社オーイズミラボ 代表取締役 濱里 亮治	左同	回胴式遊技機 Lパチスロ喰霊零Re/L3 530560	告示の日から 3年間
愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地 株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 吉則	左同	ぱちんこ遊技機 P織田信奈の野望全国版V4A 5P1015	告示の日から 3年間
愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容	左同	ぱちんこ遊技機 P遊moreLTエガブレイブAX4 610163	告示の日から 3年間
東京都港区港南二丁目16番1号 株式会社ディ・ライト 代表取締役 市原 高明	左同	ぱちんこ遊技機 e虚構推理MHJT 610122	告示の日から 3年間
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟 株式会社メーシー 代表取締役 湯澤 哲	左同	ぱちんこ遊技機 PA愛の不時着SB 511018	告示の日から 3年間